② 更生会社は、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権について、前記①による免除後の確定更生債権のうち、

ア 100万円以下の部分の全額

イ 対象債権額の8.5％に相当する金額（１円未満切り上げ）に対する弁済として、別表５－１「一般更生債権弁済計画表」の「確定弁済額」欄記載の金額

ウ 対象債権額に下記の算式により計算される弁済率αを乗じた金額（１円未満切り上げ）の合計額を、更生計画認可決定確定後２ヶ月以内に金銭で弁済する。

ただし、弁済率αが6.5％を超える場合は、対象債権額に対して当該超過割合（＝弁済率α－6.5％）を乗じた額（１円未満切り上げ）については前記①の免除の効力が遡って失われるものとし、弁済率αが6.5％に不足する場合は、対象債権額に対して当該不足割合（＝6.5％－弁済率α）を乗じた額（１円未満切り捨て）について前記弁済時に追加で免除を受けるものとする。

記

弁済率α（％）＝余剰資金÷総対象債権額×100

小数点第10位以下を切り捨てる。αが０以下となるときはα＝０とする。

余剰資金＝以下のカ及びキの合計額から分割新会社が負担すべき共益債権等の見込額を控除した額

カ 募集株式効力発生日（第７章第２節１にて定義する。）の午前０時時点における更生会社の手元現預金額（完全子会社である日本ＢＢＳの手元現預金額を含む。）

キ ワシ興産の更生計画第３章第３節２⑴②に基づき弁済を受ける額

総対象債権額＝以下のサ及びシ（以下、合わせて「総対象債権」という。）の合計額

サ 別表５－１「一般更生債権弁済計画表」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額

シ 別表５－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨建て）」の「対象債権額」欄記載の金額の合計額を後記⑵①記載のユーロ・円レートで換算した円建ての金額（１円未満切り捨て）

③ 別表５－１「一般更生債権弁済計画表」記載の確定更生債権について、前記①による免除後の確定更生債権のうち、対象債権額に下記の算式により計算される弁済率βを乗じた金額（１円未満切り上げ）については、第７章第１節５⑵③の定めにより分割新会社が更生会社から免責的に承継した上で、分割新会社は、本件効力発生日から２ヶ月以内に、第７章第１節７に定めるとおり、承継された当該確定更生債権を出資の目的として、当該確定更生債権を有する者を割当先として、下記アの内容の種類株式を発行する。この場合において、各更生債権者が取得する種類株式数は、出資の目的となる更生債権の金額１円につき１株とする。

ただし、下記イの算式により計算される弁済率βが5.5％を超える場合は、対象債権額に対して当該超過割合（＝弁済率β－5.5％）を乗じた額（１円未満切り上げ）については本件効力発生日にその額の範囲で前記①の免除の効力が失われるものとし、弁済率βが5.5％に不足する場合は、対象債権額に対して当該不足割合（＝5.5％－弁済率β）を乗じた額（１円未満切り捨て）について本件効力発生日に追加で免除を受けるものとする。

記

ア 種類株式の内容

譲渡制限	あり
議決権	なし
剰余金の優先配当	なし
残余財産の優先分配	あり（非参加型）
取得請求権	なし
取得条項	なし

イ 弁済率β（％）＝第７章第１節５⑵③の定めにより承継される確定更生債権の合計額÷前記②の定めの方法で計算した総対象債権額×100

小数点第10位以下を切り捨てる。

⑵ 一般更生債権（外国通貨建て債権）

① 別表５－２「一般更生債権弁済計画表（外国通貨建て）」記載の確定更生債権については、更生計画認可決定時に、9,505ユーロ71セント（100万円を開始決定日のレートである１ユーロ105円20銭にて換算した額（１セント未満切り上げ））超の部分（別表５－２「一般更生債権弁済計画書（外国通貨建て）」の「対象債権額」欄記載の金額）について、前記⑴①に定める免除率の割合の免除を受ける。

② 前記①による免除後の金額を弁済額合計額として、前記⑴②及び③の定めに準じて弁済する。ただし、前記⑴③の定めに基づく種類株式の発行は、前記①の換算レートで換算した円建て（１円未満切り上げ）にて行う。

⑶ 一般更生債権の弁済における調整

更生債権者であるワシ興産に対する確定更生債権の弁済については、更生会社がワシ興産の認可された更生計画に基づき、一般更生債権を有する者として弁済を受けることから、前記⑴②による弁済については、ワシ興産の更生会社に対する債権及び更生会社のワシ興産に対する債権を、それぞれ権利変更後の金額により対当額にて相殺し、相殺後なお残る弁済額のみを弁済する。なお、前記⑴③による株式の発行については、分割新会社とワシ興産（ワシ興産についての新設分割設立株式会社を含む。）の間で合理的かつ衡平な方法で、権利の譲渡又は放棄等による処分ができるものとする。

第４節 権利の変更及び弁済方法に関するその他の事項

１ 弁済の場所等

更生計画による弁済は、弁済時における更生会社又は分割新会社の本店所在地において行う。

債権者が同債権者名義の銀行口座等（日本国内の本支店の口座に限る。）への振込を求めたときはその指定に従い、振込費用は更生会社又は分割新会社の負担とする。

更生会社又は分割新会社が、弁済額に対して源泉徴収又は特別徴収をすべき債権については、当該源泉徴収等をした上で、残額を交付ないし送金する。

２ 放棄・取下げ債権の取扱い

更生計画案提出日以降、更生担保権又は更生債権の放棄又は取下げがなされたときは、当該更生債権等に係る更生計画による権利の変更及び弁済方法の定めは、残債権額を基準として行う。

３ 債権譲渡等の取扱い

更生手続開始日以降、更生担保権又は更生債権の全部又は一部の譲渡・移転（包括承継を含む。）がなされたとき（以下「債権譲渡等」という。）は、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めとの関係では、債権譲渡等が行われる前の債権額を基準として更生計画の定めを適用するものとし、同定めの適用の結果により発生する免除額は、以下の算式により債権譲渡等をした者と当該債権譲渡等を受けた者とに配賦する。

ア 債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額＝免除額×（債権譲渡等をする前の債権額－債権譲渡等をした額）÷債権譲渡等をする前の債権額

イ 債権譲渡等を受けた者が受ける免除額配賦額＝免除額－債権譲渡等をした者が受ける免除額配賦額

なお、更生計画認可決定後から更生手続終結までの間に債権譲渡等をした債権者は、管財人に対して、当該譲渡に係る更生債権等について届出名義変更の手続を行わなければならない。